

新型コロナウイルス感染拡大防止のための高知大学の活動指針

現在のレベル1（令和3年10月8日から適用）

レベル	授業	入試	学生の課外活動	研究活動	県外移動・出張	行事・イベント等	管理運営活動 (事務業務含む)	会議等
0 通常								
1 制限 (小)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、対面で実施する。 ・オンライン授業も可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、教室での筆記試験、対面での面接等の実施を可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、活動を可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で移動、出張は可とする。 ・感染拡大地域への移動、出張は自粛する。 ・緊急事態宣言が出されている地域への移動、出張は許可された場合を除き原則禁止とする（私事の場合は自粛）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、通常どおり実施する。 ・テレワークが可能な業務はテレワークを推奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、対面での実施を可とするが、オンライン会議を推奨する。 ・外部との打合わせはオンライン会議を推奨する。
2 制限 (中)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則対面による授業は実施せず、オンライン授業を基本とする。 ・実験、実習、実技等の一部の授業は対面での実施を可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、教室での筆記試験、対面での面接等の実施を可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を得た必要最小限の活動に限り可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で可能な研究活動は、自宅で行う。 ・自宅外での研究活動は、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、現場での滞在期間を減らして実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外への移動、出張は自粛する。 ・緊急事態宣言が出されている地域への移動、出張は許可された場合を除き原則禁止とする（私事の場合は自粛）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可された場合を除き、対面による行事・イベントは中止又は延期する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を徹底し、業務の優先度を精査して実施する。 ・業務の性質上可能な業務はテレワークに移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を講じた上で、対面での実施を可とするが、原則オンライン会議とする。 ・外部との打合わせは原則オンライン会議とする。
3 制限 (大)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性を伴う場合や国家資格等の取得に必須の場合を除き、対面による授業は実施せず、オンライン授業のみ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可された場合を除き、原則教室での筆記試験、対面での面接等は禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動は原則禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り自宅で研究活動を行う。 ・自宅外での研究活動は、自粛する（研究の継続上やむをえない場合は、所属部局長の許可の下、実施する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可された場合を除き、県外への移動、出張は原則禁止とする。 ・私事の場合は自粛する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面による行事・イベントは中止又は延期する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策を徹底し、業務の優先度を精査して実施する。 ・テレワークを積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則オンライン会議とする。 ・外部との打合わせはオンライン会議とする。
4 制限 (活動の停止)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスへの学生の入構を禁止し、オンライン授業のみ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室での筆記試験、対面での面接等は禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動は禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で研究活動を行う。 ・自宅外での研究活動は禁止する（所属部局長の許可の下、最低限の研究活動維持に必要な研究スタッフの学内への立入りは可とする）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外への移動、出張は禁止とする。 ・私事の場合は自粛する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面による行事・イベントは中止又は延期する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務機能の維持、大学の設備等の維持管理、緊急事態に対応する職員のみ出勤し、他の職員はテレワークとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全てオンライン会議とする。 ・外部との打合わせはオンライン会議とする。

- ・黄色は現在のレベルを示しており、今後の感染状況の変化等により、本学危機対策本部において随時見直しを行います。
- ・この活動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパス又は部局ごとに判断することがあります。
- ・医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動指針の適用範囲外とします。
- ・教育学部附属学校園は、本活動指針における本学のレベルや近隣学校、教育委員会等の対応を参考に、別途判断します。
- ・大学入学共通テストの実施については、レベルにかかわらず、大学入試センターからの指示に従って行います。
- ・感染拡大地域の目安：直近7日間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上の都道府県（政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」がまとめた感染状況の「ステージⅢの指標」（感染者の急増）による。）。